

有害使用済機器保管等届出提出書類一覧(平成30年4月1日)

届出者() 受付年月日(年 月 日)

提出書類	届出区分			主な注意事項	確認	
	届出	変更	廃止			
●届出者						
1 有害使用済機器保管等届出書 (様式第三十五号の二)	○	×	×	・法第17条の2第1項に規定する届出は開始する日の10日前までに提出すること。 ・該当する変更があった場合は、当該変更の日の10日前までに変更届出書を提出すること。 ・事業の廃止の場合は当該廃止の日から10日以内に廃止届出書を提出すること。		
2 有害使用済機器保管等変更届出書 (様式第三十五号の三)	×	○	×			
3 有害使用済機器保管等廃止届出書 (様式第三十五号の四)	×	×	○			
●添付書類						
1 事業に関する書類	① ・事業計画の概要を記載した書類(様式1) ・事業の用に供する施設の概要を記載した書類(様式2) ・処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類(様式3)	○	○	×	処理工程図(処理フロー図)を添付	
	保管又は処分を行う場合は、その構造を明らかにする図面、付近の見取図等を事業計画書に添付	○	△	×	・周辺見取図、平面図、立面図、断面図等(事務所、保管場所、施設の配置を明示すること) ・施設に関するメーカー等のカタログ、図面等があれば添付すること。	
	② 事業場の平面図及び付近の見取図	○	△	×	・届出者の所在地と異なる事務所等の周辺見取図等	
	③ 事業場、施設の所有権を有することを証する書類	○	△	×	・届出者が所有者(使用者)と異なる場合は、使用権原を有することを証する書類を添付	
④ 事業場、施設を設置する土地の登記事項証明書	○	△	×	・土地の登記事項全部証明書 ・届出者が所有者(使用者)と異なる場合は、使用権原を有することを証する書類を添付		
2	①【法人の場合】					
	ア; 定款又は寄附行為の写し	○	△	×	・前回届出と変更がなく省略する場合は、「添付書類の省略に関する申立書」の提出により省略可	
その他の書類	イ; 履歴事項全部証明書	○	△	×		
	②【個人の場合】					
	ア; 住民票の写し	○	△	×	・住民票の写しは本籍地(外国人の場合は国籍・地域)が記載されたもの	
イ; 届出者が未成年又は成年被後見人・被保佐人に該当する場合はそれを証する書類	○	△	×	・該当しない場合は添付省略		
ウ; 届出者が未成年又は成年被後見人・被保佐人に該当する場合はその法定代理人の住民票の写し	○	△	×	・該当しない場合は添付省略 ・住民票の写しは本籍地(外国人の場合は国籍・地域)が記載されたもの		
3 その他				・上記以外で関係書類の提出を求める場合があります。		

* ○・・・提出が必要、×・・・提出不要、△・・・場合により省略可

* 提出部数: 正本1部 副本2部

* 法人の登記事項証明書、住民票、土地建物の登記事項全部証明書については、届出書受付時点において直近3ヶ月以内に発行されたものであること。

* 来所される際は必ず事前に連絡し、ご予約ください。